

[事案 2022-314] 入院給付金支払請求

・令和5年6月28日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約を解除され、入院給付金が支払われなかったことを不服として、契約解除の無効と給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年5月に膵頭部がんの疑いにより検査入院したため、同年4月に契約した組立型保険にもとづき入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が一部解除となり給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、契約解除を無効とし、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)令和4年2月に、治療中のⅡ型糖尿病について検査を行ったところ、HbA1cの数値が悪かったことから、膵臓の検査をすることになったが、医師から検査の途中で病状について具体的な説明を受けたことはない。
- (2)医師から、膵臓のがんであるとの説明を受けた時期は、令和4年5月に行った検査の結果説明を受けた際のことであり、本契約の告知の時点では、がんの疑いがあることの説明を受けていなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、医師から、令和4年4月に「CTで膵腫瘍が疑われ、精査が必要」と説明を受け、同月にMRI検査、EUS検査を受けており、告知日時点でそれらの検査の結果待ちであったが、告知事項についてすべて「いいえ」と告知している。
- (2)令和4年5月の検査入院は、解除の原因となった事実と因果関係があるため、入院給付金を支払うことができない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張の内容や和解を相当とする事実の有無を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反が認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。